

平成29年2月

JU新潟 AA登録会員 各位

JU新潟

## 納税証明書に関する規約対応の変更について

日頃はJU新潟AAにご高配を戴き誠にありがとうございます。

首題の件、統一規約では登録自動車の納税証明書については車検満了日の前月から、落札店様からの請求により10日以内に納税証明書を提出しなければ、ペナルティ1万円が1週間毎に加算され課せられることになっておりますが既に、自動車税の納税状況については継続検査の際にオンラインで、全国の運輸支局で確認する事になっております。これを受け、JU新潟AAでは出品店様による納税証明書の提出義務を無くすものと致します。

但し、納税直後の場合だけはオンライン確認が出来ませんので、出品の直前に納税した場合は継続検査に必要なとなりますので、出品店様に於かれましては納税証明書を添付する様お願い致します。

「自動車税の未納により車検を受検できない場合」の迷惑料に関する規約はこれまで通りペナルティとして扱います。

又、改めて出品店様に於かれては検査時期と納税のご確認、ご留意のうえ出品をお願い申し上げます。

**今後JU新潟AAにての成約車輛には原則納税証明書は添付されません。落札店様から出品店様への添付の強制も出来ませんのでご理解、ご留意の程をよろしくお願い申し上げます。**